

令和 3 年度

名取市教育委員会
点検・評価報告書

名取市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 4 年 12 月 7 日

名取市教育委員会

目 次

I 点検・評価の概要	1
(1)経 緯	
(2)目的	
(3)対象事務事業	
(4)学識経験者の知見の活用	
II 教育委員会の会議等活動状況	2
(1)教育委員会会議の開催	
(2)教育機関訪問	
III 事務事業点検・評価の結果	7
目標1 学校教育の充実	
(1) 学校指導要録に基づいた学校教育の推進	9
(2) 地域の特性を生かし、社会の変化に対応した特色ある教育の推進	11
(3) 指導体制の充実と教職員の資質向上	13
目標2 教育環境の整備	
(1) 学校の施設・設備・資機材等の整備	14
(2) いじめ対策や心のケアなど、課題に寄り添う相談体制の充実	15
(3) 通学時の子どもの安全確保のための活動や環境整備の推進	17
目標3 家庭・地域の教育力の向上	
(1) 家庭教員支援の推進	18
(2) 地域における教育・体験活動の充実及び子どもたちの参加推進	19
目標4 生涯学習の推進	
(1) 生涯学習活動拠点の整備・充実と利用促進	21
(2) 学習成果の発表の場の充実及び知識・技術を還元する場の創出	23
目標5 生涯スポーツの振興	
(1) スポーツへの関心及びスポーツに親しむことができる機会の充実	24
(2) スポーツ施設・設備の計画的な整備及び指導者の確保	26
目標6 文化芸術活動の推進	
(1) 文化芸術への関心を高め、知識の普及及び文化芸術に触れる機会の創出	28
(2) 文化芸術活動団体等の活動支援等、市民の主体的な活動の活性化	29
目標7 文化財の保存・活用	
(1) 文化遺産の調査・把握及びその保護	30
(2) 歴史民俗資料館等の展示公開、体験学習、ボランティア活動等、文化遺産に触れる機会を拡充し、地域文化遺産への愛着の醸成	31
(3) 文化遺産を市内外に伝え、様々な分野での積極的な活用	33
IV 東日本大震災からの復興支援の取組み	34
V 新型コロナウイルス感染症への対応	35
VI 学識経験者の意見	39

I 点検・評価の概要

(1) 経緯

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正及び平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等により、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いすべての教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会へ提出するとともに、公表することが規定されました。

<参考>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 目的

教育委員会は首長から独立した中立的な立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関となっています。

教育委員会の事務事業の点検・評価を行うことにより効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

(3) 対象項目

教育委員会の点検・評価は、令和 2 年度に策定された名取市教育振興基本計画を踏まえて策定された、令和 3 年度名取市教育基本方針に掲げている、「7 つの目標における施策の方向(17 項目)」について点検・評価を行います。

また、教育委員会の会議等活動状況についても報告します。

※ 今回の点検・評価が、令和 2 年度に策定された名取市教育振興計画の下で行う初めてのものとなります。

(4)学識経験者の知見の活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定による有識者の知見の活用については、教育委員会が行った点検・評価の結果について、学識経験者2名の意見を聴取しました。

学識経験者の選任にあたっては、本市にゆかりのある方で教育行政に識見の高い方の知見の活用を考慮しました。

II 教育委員会の会議等活動状況

○教育長・教育委員(令和3年度末在籍)

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	瀧 澤 信 雄	(平成26年4月1日~)
教育長職務代行委員	佐 藤 俊 隆	(平成30年10月1日~)
委 員	浅 野 かおる	(平成28年10月1日~)
委 員	洞 口 ひろみ	(平成29年10月1日~)
委 員	荒 井 龍 弥	(令和元年10月1日~)

(1)教育委員会会議の開催

名取市教育委員会会議規則第4条の規定により、定例会を毎月1回、また、臨時会は必要に応じて開催しており、令和3年度の会議開催状況は次のとおりです。

開催期日	会議の区分	議事等	内 容
令和3年 4月23日(金)	第4回定例会	専決事務報告	<ul style="list-style-type: none">・個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求に対する裁決について(その1)・個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求に対する裁決について(その2)・名取市文化財保護に関する規則の一部を改正する規則の制定について・名取市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

		議案第 9 号 議案第 10 号	<ul style="list-style-type: none"> 名取市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事について
5月27日(木)	第5回定例会	専決事務報告 議案第 11 号 議案第 12 号 議案第 13 号 議案第 14 号	<ul style="list-style-type: none"> 名取市屋外体育施設管理要綱の一部を改正する告示の制定について 名取市図書館協議会委員の人事について 名取市文化財保護審議会委員の人事について 名取市社会教育委員の人事について 名取市学校給食運営審議会の人事について
6月25日(金)	第6回定例会	専決事務報告 議案第 15 号	<ul style="list-style-type: none"> 名取市営住宅設置条例等の一部を改正する条例に対する意見について 令和3年度名取市一般会計補正予算(第4号)(教育費)に対する意見について 名取市就学支援委員の人事について 名取市スポーツ推進審議会委員の人事について
7月2日(金)	第1回臨時会	議案第 16 号	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度使用教科用図書の採択計画について
7月30日(金)	第7回定例会	専決事務報告	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2) 令和3年度名取市一般会計補正予算(第6号)(教育費)に対する

		議案第 17 号 議案第 18 号	<p>意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度使用教科用図書の採択に係る承認について ・ 県費負担教職員の懲戒処分に係る内申について
8月19日(木)	第8回定例会	議案第 19 号 議案第 20 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名取市子ども読書活動推進計画(第二次)について ・ 令和3年度名取市スポーツ賞顕彰者の決定について
9月29日(水)	第9回定例会	専決事務報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度名取市一般会計補正予算(第8号)(教育費)に対する意見について ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1) ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2) ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その3) ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その4)
10月21日(木)	第10回定例会	専決事務報告 議案第 21 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について ・ 令和4年度学校給食費の適正額についての諮問について
11月22日(月)	第11回定例会	専決事務報告 議案第 22 号 議案第 23 号 議案第 24 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について ・ いじめ防止対策調査委員会委員の人事について ・ 名取市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について ・ 令和2年度教育委員会点検・評価について ・ 令和3年度名取市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に対する

		議案第 25 号 議案第 26 号	る意見について ・ 名取市文化会館の指定管理者の指定に対する意見について ・ 名取市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の指定管理者の指定に対する意見について
12月22日(水)	第12回定例会	専決事務報告	・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1) ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2) ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その3) ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その4) ・ 県費負担教職員の懲戒処分に係る内申について
令和4年 1月26日(水)	第1回定例会	専決事務報告 議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号	・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について ・ 令和4年度学校給食費について ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求に対する裁決について ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について
2月14日(月)	第2回定例会	専決事務報告 議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号	・ 令和4年度名取市一般会計予算(教育費)に対する意見について ・ 令和3年度名取市一般会計補正予算(第17号)(教育費)に対する意見について ・ 名取市スポーツ振興報奨金交付要綱の一部を改正する告示の制定について ・ 令和4年度名取市教育基本方針について ・ 県費負担教職員人事異動の内

申について			
3月17日(木)	第3回定例会	専決事務報告 議案第7号 議案第8号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1) ・ 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2) ・ 令和4年度名取市一般会計補正予算(第1号)(教育費)に対する意見について ・ 県費負担教職員人事異動の内申について ・ 教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について
			※令和3年度:定例会12回 臨時会1回

(2)教育機関訪問

名取市内に設置されている教育機関並びに教育委員会の所管する小学校、中学校、公民館等の教育機関を訪問し、教育委員と所属長との意見交換等を行っています。

令和3年度は、次のとおり実施しました。

実施期日	訪問先
令和3年6月25日(金)	高館小学校、那智が丘公民館、 まなウェルみやぎ(教科書閲覧)
令和3年10月21日(木)	第二中学校、下増田公民館

III 事務事業点検・評価の結果

点検・評価の対象とした事務事業は、下記の令和3年度名取市教育基本方針の7つの目標における施策の方向として掲げた17項目ごとに、「具体的な施策」、「事業の概要」、「事業の実施状況」、「事業の効果等」、「事業の課題・改善策」について、各担当課が素案を作成し、教育委員の点検・評価を経て作成しました。

また、令和3年度中の東日本大震災からの復興に向けての取り組み状況、新型コロナウィルス感染症への対応状況を記載しています。

【令和3年度名取市教育基本方針の7つの目標及び目標における施策の方向】

目標1 学校教育の充実

- (1) 学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びにより、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」を総合的にバランスよく身につけるための学校教育を推進します。
- (2) 地域の特性を生かしつつ、家庭や地域、他分野との連携を図りながら、グローバル化や情報化など社会の変化に対応した特色ある教育を推進します。
- (3) 一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばすことができるきめ細かな指導体制の充実と教職員の資質向上に努めます。

目標2 教育環境の整備

- (1) 子どもの安全・健康の確保や合理的配慮の提供に資する施設・設備の整備を推進します。また、情報教育・外国語教育等に必要な機材等の計画的な整備を推進します。
- (2) いじめ対策や心のケアなど子どもが抱える不安や悩み、課題等に寄り添う相談体制の充実に努めます。
- (3) 家庭や地域と連携しながら、通学時の子どもの安全確保のため活動や環境の整備を推進します。

目標3 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育の向上のために、様々な機会・媒体を通じて、しつけ、食育、生活、学習習慣の定着等について学ぶ機会の充実を図るとともに、孤立しがちな家庭等に対する家庭教育支援を推進します。
- (2) 関係団体や企業、様々な知識・技術を持つ人材等の協力を得ながら、地域における教育・体験活動の充実を図るとともに、子どもたちの積極的な参加を推進します。

目標4 生涯学習の推進

- (1) 生涯にわたって主体的な学習活動を支援するため、市民ニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、生涯学習活動拠点の整備・充実と利用促進を図ります。
- (2) 学習成果を発表する場の充実や学習で得た知識・技術を地域に還元する場の創出に努めます。

目標5 生涯スポーツの振興

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツに関心を持ち、始めるためのきっかけづくりや、年齢や体力、意欲に応じた多様なスポーツに親しむことができる機会の充実を図ります。
- (2) 市民が安全・安心してスポーツができるための施設・設備の計画的な整備と指導者の確保に努めます。

目標6 文化芸術活動の推進

- (1) 文化芸術に対する関心を高め、知識の普及に努めるとともに、国内外の優れた文化芸術に触れる機会の創出を図ります。
- (2) 文化芸術活動を行う団体等の活動支援や文化芸術の視野が広がる取り組みを推進し、市民の主体的な活動の活性化を図ります。

目標7 文化財の保存・活用

- (1) 地域に伝わる文化遺産の価値と魅力の調査・把握に努め、その保護に向けた取り組みを推進します。
- (2) 歴史民俗資料館を中心に、地域関連施設とも連携を図りながら、展示公開、体験学習、ボランティア活動などの文化遺産に触れる機会拡充を図ることで、文化遺産の保護意識や郷土への誇り、愛着の醸成に努めます。
- (3) 地域の貴重な文化遺産を市内外に積極的に伝えていくとともに、教育や観光など様々な分野での積極的な活用を図ります。

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	目 標	1 学校教育の充実
	担当課	学校教育課
施策の方向	<p>(1) 学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びにより、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」を総合的にバランスよく身につけるための学校教育を推進します。</p>	
具体的施策(事業概要)		
○1-1 教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の実態に応じた指導体制や指導方法など工夫改善を図り、確かな学力の向上に努める。 ・ 道徳教育・情操教育の充実を図り、規範意識や命を大切にする心・思いやりの心・多様性を理解し受容する心の育成に努める。 ・ 体育・健康教育の充実や学校給食を中心とした食育の推進などにより、健やかな体の育成に努める。 ・ 小中連携事業を推進し、義務教育 9 年間を見通した系統性・連続性のある教育活動の充実を図る。 ・ 感染症予防も含め、健康、安全に関する指導を推進し、児童生徒の健康増進と体力づくりの充実を図る。 ・ 幼児教育との連携の充実を図り、発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を目指す。 ・ 自らの生き方を見つめ主体的に進路選択できるよう、情報提供とサポート体制の構築を図る。 		
事業の実施状況		
○1-1 教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内研究等において、教員が協働で授業づくりに取り組むとともに、学校教育指導専門員が各校を訪問し研究主任と連携を図ることで、確かな学力の向上に努めている。 ・ 特別の教科道徳の時間を中心とし、学校の教育活動全体を通じて、よりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことに努めている。 ・ 体育・健康教育の充実や学校給食を中心とした食育の推進について、各学校が年間指導計画に基づき実施し、健やかな体の育成に努めている。 ・ 小中連携事業として、各小学校の児童が進学する予定の中学校を訪れ、授業や部活動の見学等をした。 ・ 「学校における新しい生活様式」を踏まえ、感染症予防も含め、健康、安全に関する指導を推進し、児童生徒の健康増進と体力づくりの充実を図っている。 ・ 自らの生き方を見つめ主体的に進路選択できるよう、情報提供とサポート体制の構築を図っている。 		
事業の効果等		
○1-1 教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内研究等において、教員が協働で授業づくりに取り組んだことにより、初任層からベランまでそれぞれの力量が高まり、確かな学力の向上につながっている。 ・ 道徳の時間を中心に、学校教育全体を通じて、自他のかけがえのない命を大切にすること、他者との違いを受け入れ相手を思いやること等について考えさせた。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策に取り組み健康を守るとともに、小学校の給食センター見学ができる限り実施し食育を推進した。 		

- ・ 小中連携事業として、各小学校の児童が進学する予定の中学校の授業や部活動の見学等をしたことより、進学の準備や学びの連續性につながった。
- ・ 「学校における新しい生活様式」を踏まえ、感染症予防も含め、健康、安全に関する指導を推進し、児童生徒の健康増進と体力づくりの充実を図ることができた。

事業の課題・改善策

○1-1 教育活動の充実

- ・ 学力の定着がまだ十分であるとはいえない。引き続き、児童生徒の実態に応じた指導体制や指導方法など工夫改善を図り、確かな学力の向上に取り組む必要がある。
- ・ 特別の教科道徳の時間を中心とし、学校の教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた心の育成を継続していくことが必要である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を継続しながら、体育・健康教育の充実や学校給食を中心とした食育の推進などにより、今後も児童生徒の健やかな体の育成に努めていく。
- ・ コロナ禍における小中連携事業のあり方を検討する必要がある。
- ・ コロナ禍における教育活動が今後も続していくと考えられる。感染症予防も含め、健康、安全に関する指導を推進し、児童生徒の健康増進と体力づくりの充実に努めたい。

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	目 標	1 学校教育の充実
	担当課	教育総務課・学校教育課
施策の方向	(2) 地域の特性を生かしつつ、家庭や地域、他分野との連携を図りながら、グローバル化や情報化など社会の変化に対応した特色ある教育を推進します。	
具体的施策(事業概要)		
<p>○1-2 時代に応じた教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際理解教育や情報教育、環境教育など社会の変化に対応した教育の充実に努める。 ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにするアクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善を推進する。 ・ 情報活用能力の育成を図るため、ICT環境の計画的な整備を行い、ICTを活用した学習活動の充実を図るとともに、メールやSNS等に係る情報モラル教育を推進する。 		
<p>○1-3 防災教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の経験を踏まえた防災教育を推進し、災害に対する正しい知識の習得と、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる力を育成する。 ・ 地域や家庭と連携した防災訓練・防災教育に取り組み、災害から自らの命を守る教育に加え、安全安心な社会づくりに貢献する心を育み、地域に根ざした安全教育に取り組む。 ・ 毎月「11日」を「防災学習日」とし、市立学校共通のカリキュラムによる防災教育を推進するとともに、各校における防災教育の自校化に努め、災害種別に応じた避難訓練等を実施することで、防災意識と防災対応能力を育成する。 		
<p>○1-4 地域の特性を生かした教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の自然や歴史、産業、高等専門学校、大学などの資源を生かした「特色のある教育」を推進する。 ・ 文化・芸術やスポーツの分野におけるトップランナーや各業界の専門家に講師を依頼し、講演会や体験教室を実施する。(夢サポート事業) ・ 地域の特性を活かし、地域とともにある学校づくり、コミュニティスクール(学校運営協議会制度)導入の検討をする。 		
事業の実施状況		
<p>○1-2 時代に応じた教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内研究等においてこれまでの指導方法を再確認し、児童生徒の主体的な学習を重視し、思考力、判断力、表現力を充実させる学習形態や指導方法の検証を行っている。 ・ iPad 活用モデル事業を実施し、児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末を授業で効果的に活用する方法を検証するとともに、その成果を授業公開で共有した。 		
<p>○1-3 防災教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市独自の小中学校共通の防災教育カリキュラムを作成し、防災教育の充実とカリキュラムの自校化、副読本の活用を図っている。 ・ 毎月「11日」を「防災学習日」とし、防災教育を進めている。また、災害種別に応じた避難訓練等を実施することで、防災意識と防災対応能力の育成を図っている。 		
<p>○1-4 地域の特性を生かした教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症下においても、本市の自然や歴史、産業、高等専門学校、大学などの資源を生かした「特色のある教育」に取り組めるよう計画を検討した。 ・ 夢サポート事業として、令和 3 年 11 月 10 日に文化会館大ホールにおいて、中学 2 年生及び義務教育学校 8 年生の 802 人を対象に、植松努氏を講師に招き、「思うは招く～夢があればなんでもできる」を演題として講演会を開催した。 ・ コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の導入に向けた検討会を実施した。 		

事業の効果等

○1-2 時代に応じた教育の推進

- ・ 校内研究等においてこれまでの指導方法を再確認し、児童生徒の主体的な学習を重視し、思考力、判断力、表現力を充実させる学習形態や指導方法の検証を行い、教職員の指導力の向上につながっている。
- ・ iPad 活用モデル事業の指定校 3 校が授業公開を実施するとともに、各校の情報教育担当者が集まる場で成果を共有し、市内各校で授業での効果的な活用が図られている。

○1-3 防災教育の充実

- ・ 防災教育の充実とカリキュラムの自校化、副読本の活用など、各校において防災主任を中心に取り組んだ。
- ・ 地域や家庭と連携した防災訓練・防災教育に取組が増えてきた。
- ・ 防災担当者会を開催し、各校の取組について情報交換し実践の充実を図った。

○1-4 地域の特性を生かした教育の推進

- ・ 本市の資源を生かした「特色のある教育」の必要性が再確認された。
- ・ 夢サポート事業でのアンケート結果は、「夢を考えるきっかけとなったか」が 90.3%となり、事業の目的である「夢を考えるきっかけづくり」に貢献した。
- ・ コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の導入に向けた検討会を実施し、課題の整理など、共通理解を図った。

事業の課題・改善策

○1-2 時代に応じた教育の推進

- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにするアクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善について、校内研究を活用して推進していく。
- ・ iPad 活用モデル事業の実施により、ICTを活用した学習活動の一層の充実を図るとともに、メールやSNS等に係る情報モラル教育を推進する。

○1-3 防災教育の充実

- ・ 「名取市小中学校防災マニュアル」と「みやぎ学校安全基本指針」との整合性を図り、さらに地域連携に努める。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市訪問指導員等と連携して心のケアを継続していく。

○1-4 地域の特性を生かした教育の推進

- ・ 今後も、本市の資源を生かした「特色のある教育」を継続する必要がある。
- ・ 夢サポート事業については、開催方法や講師選定を検討する必要がある。
- ・ コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の導入に向けて、課題を解消していく。

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価

	目標	1 学校教育の充実
	担当課	学校教育課
施策の方向	(3)一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばすことができるきめ細かな指導体制の充実と教職員の資質向上に努めます。	
具体的な施策(事業概要)		
<p>○1-5 特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育充実のために適正な就学支援を行うとともに、配慮を要する児童生徒の学びの環境を整え、一人ひとりの実態に応じた効果的指導に努める。 <p>○1-6 教職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 主体的な校内研究・現職教育を充実させ、教職員の実践的指導力の向上を目指す。 各種研修会・研究会等、研修機会の拡充に努めるとともに、研修内容の充実を図る。 小中連携による互恵性のある交流や研修の充実を図り、教科指導や防災教育、生徒指導や教育相談に係る資質向上に資する。 研究主任者会の活性化を通して各校の校内研究等について成果を共有し、各校の研究推進を促し、授業力の向上に資する。 教職員の業務の見直しや改善に努め、働き方改革を推進し、資質能力の向上につながる研修を自ら行うことができる環境を整える。 		
事業の実施状況		
<p>○1-5 特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常学級へ教員補助者を配置し、個別の対応が必要な児童生徒の支援に当たった。また、特別支援教育支援員を4名増員し(合計 46 名)、支援体制の整備に努めた。 就学相談を夏季休業中に実施し適切な就学指導を進めた。また、関係機関等との情報交換を密に行い連携を図った。 <p>○1-6 教職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校で研究主題を設定し、年間を通して授業研究・理論研修等に取り組んでいる。 県、総合教育センター、教育事務所、市教委等を主管として、職能研修における教科・領域に関する研修、経験年数に応じた研修、職種に応じた研修などを実施している。 		
事業の効果等		
<p>○1-5 特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> コーディネーターを中心に特別支援体制の整備と各校・関係機関との連携に努めた。 <p>○1-6 教職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立学校の全教員が一人一回の授業研究を行い、授業改善や指導力と資質の向上に努めている。 令和3年度も大震災後の児童生徒の心のケアを考え、教職員対象の「心のケア研修会」を実施した。 		
事業の課題・改善策		
<p>○1-5 特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学支援のための相談活動を充実する。特別支援教育支援員や教員補助者への支援体制について、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等で協議していく。 <p>○1-6 教職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な学校課題がある中で、校内研究の時間を確保することが難しくなっている。会議や行事の精選に取り組むなどして、時間の確保に努める必要がある。 		

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

		目標	2 教育環境の整備		
		担当課	教育総務課・学校教育課		
施策の方向		(1)子どもの安全・健康の確保や合理的配慮の提供に資する施設・設備の整備を推進します。また、情報教育・外国語教育等に必要な機材等の計画的な整備を推進します。			
具体的施策(事業概要)					
<p>○2-1 学校施設・設備、衛生管理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設・設備は、学校施設長寿命化計画に基づき、適切かつ計画的な整備を図る。(学校改築事業) 学校の衛生管理の観点から、感染症防止対策に努め、適切な教育環境を整備する。 <p>○2-2 学校給食の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生管理体制を徹底し安全安心な給食の提供に努めるとともに、食物アレルギー対応食を導入し、子どもたちが給食を楽しめる環境を整備する。 給食食材に地場産品を積極的に取り入れ、地産地消の推進と新鮮な食材を使った学校給食を提供する。 					
事業の実施状況					
<p>○2-1 学校施設・設備、衛生管理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に策定した名取市学校施設長寿命化計画に基づき、第一中学校の大規模改修工事に着工した。(令和4年度までの2ヶ年事業) <p>○2-2 学校給食の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食センターの整備と充実については、統合・稼働以降、概ね順調に運営されてきた。事業者・学校との連携、年間を通じた運営も充実が図られている。 					
事業の効果等					
<p>○2-1 学校施設・設備、衛生管理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育環境の整備を行うことで、生徒の安全及び防災機能の充実が図られている。 <p>○2-2 学校給食の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> アレルギー対応食を充実させることができている。 給食センター見学を実施し、食育の充実につなげている。 学校を訪問しての食に関する指導を計画的に実施している。 					
事業の課題・改善策					
<p>○2-1 学校施設・設備、衛生管理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校長寿命化計画については、第1次として10年間の計画を策定したが、施設の状況等を踏まえ、計画を見直していく必要がある。 <p>○2-2 学校給食の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに食育推進を充実させ、学校訪問による食に関する指導、給食センター見学、食育バッキング給食等を学校と連携して行う。 学校教育課・給食センター・事業者の情報交換を密にし、連携を図っていく。 					

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	目 標	2 教育環境の整備		
	担当課	学校教育課		
施策の方向	(2)いじめ対策や心のケアなど子どもが抱える不安や悩み、課題等に寄り添う相談体制の充実に努めます。			
具体的な施策(事業概要)				
<p>○2-3 教育相談・指導体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、児童生徒相互及び教師とのふれあいを大切にした人間関係の育成に向けた取り組みを推進する。 ・ 訪問指導員による不登校児童生徒への訪問指導やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等により、不登校傾向にある児童生徒の心のケアと保護者への助言を行うことができる環境づくりに努める。 ・ 不登校児童生徒の学校復帰や自立に向けた支援を、県の事業(ケアハウス・学び支援教室充実事業)や関係機関と連携しながら推進する。 <p>○2-4 いじめ対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを許さない環境づくりに努めるとともに、発生した場合は迅速かつ誠実に対応できるような体制を確立する。 				
事業の実施状況				
<p>○2-3 教育相談・指導体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校務の効率化を推進し、教職員が児童・生徒と向き合う時間の確保を行っている。児童生徒相互及び教師とのふれあいを大切にした人間関係の育成に向け、道徳教育の充実を図っている。 ・ 市内小・中・義務教育学校へのスクールカウンセラーの配置と、スクールソーシャルワーカー2名体制で相談活動を充実させている。 ・ 実態に配慮しながら不登校児童生徒、保護者に対して個別対応を行っている。市子どもの心のケアハウスと連携して、児童生徒の居場所づくりを行っている。中学校では、市で配置している訪問指導員による訪問指導、別室登校や学び支援教室等における自立支援を行っている。 <p>○2-4 いじめ対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校において「いじめは絶対に許さない」という指導を重点・強化するとともに、ほぼ毎月「いじめに関するアンケート」を実施している。 ・ 重大事態はなかったが、いじめ防止対策調査委員会を1回開催し、いじめ防止について協議した。 				
事業の効果等				
<p>○2-3 教育相談・指導体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校にスクールカウンセラーが年間20~40日訪問し、相談活動に当たっている。児童生徒に寄り添って相談を進め、心的安定に大きな効果を上げている。また、精神医療センター精神科医による巡回相談も年間14回実施している。 ・ 中学校に配置している訪問指導員が年間40日間、各中学校での不登校生徒への訪問指導や別室登校生徒への指導を行った結果、改善されたケースが見られている。学び支援教室での自立支援により、意欲的に登校する生徒が増えてきている。 <p>○2-4 いじめ対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数は年間で小学校126件、中学校19件(総計144件)である。小学校での認知件数の多さは、児童の様子をつぶさに見取っていることの表れと捉えている。今後とも日常的な観察や面談、指導を継続するとともに、アンケート等を活用し早期対応・未然防止につなげていく。 				

事業の課題・改善策

○2-3 教育相談・指導体制の充実

- ・引き続き、校務の効率化を推進し、教職員が児童・生徒と向き合う時間の確保を行っていく。また、児童生徒相互及び教師とのふれあいを大切にした人間関係の育成に向け、道徳教育の充実を図っていく。
- ・各学校とスクールカウンセラー、関係機関が連携し、児童生徒の心のケアを進めていく必要がある。
- ・本市での不登校児童生徒は、増加傾向にあるのが現状である。家庭や関係機関と連携し、粘り強く働きかけを続けながら、その改善へ向けての取組を進めていきたい。

○2-4 いじめ対策の強化

- ・各学校での日常の指導と併せて、アンケート調査等を実施していくことで、未然防止と早期発見による初期対応を大切にした取組に努めていく。いじめを起こさない、いじめに向かわない人間関係構築に重点を置いて指導する。

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">目 標</td><td style="width: 50%;">2 教育環境の整備</td></tr> <tr> <td>担当課</td><td>教育総務課</td></tr> </table>	目 標	2 教育環境の整備	担当課	教育総務課								
目 標	2 教育環境の整備												
担当課	教育総務課												
施策の方向	(3)家庭や地域と連携しながら、通学時の子どもの安全確保のため活動や環境の整備を推進します。												
具体的な施策(事業概要)	<p>○2-5 通学環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や関係機関と連携し、通学路の危険箇所等の点検を行い、児童生徒の安全確保に努める。 ・ 遠距離通学の児童生徒に対する通学支援を行う。 												
事業の実施状況	<p>○2-5 通学環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路交通安全プログラムに沿って、関係機関と連携し、通学路の危険箇所の合同点検を行い、対策を講じ、交通環境の改善を図った。 <p>【令和3年度実績】</p> <p>学校から出された危険箇所数… 101箇所 合同点検箇所数… 6箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠距離通学者に対して、下記のとおりの助成を行った。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>義務教育学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給人数(人)</td> <td>1</td> <td>127</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>支給額(円)</td> <td>20,740</td> <td>10,832,780</td> <td>966,021</td> </tr> </tbody> </table>		小学校	中学校	義務教育学校	支給人数(人)	1	127	56	支給額(円)	20,740	10,832,780	966,021
	小学校	中学校	義務教育学校										
支給人数(人)	1	127	56										
支給額(円)	20,740	10,832,780	966,021										
事業の効果等	<p>○2-5 通学環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所について、早期に対応可能なものについて改善された。 ・ 遠距離通学児童・生徒の保護者の経済的負担軽減が図られている。 												
事業の課題・改善策	<p>○2-5 通学環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路安全プログラムとして、ハード面での対策について関係機関の協力をいただいているが、危険箇所について、中長期的に対応しなければならないものについては、学校での安全教育や街路指導等、ソフト面の対策が必要となる。 												

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	目 標	3 家庭・地域の教育力の向上
	担当課	生涯学習課
施策の方向	<p>(1)家庭教育の向上のために、様々な機会・媒体を通じて、しつけ、食育、生活、学習習慣の定着等について学ぶ機会の充実を図るとともに、孤立しがちな家庭等に対する家庭教育支援を推進します。</p>	
具体的な施策(事業概要)		
O3-1 家庭教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新入学家庭教育講座等家庭教育に関する学習機会の充実に努める。 ・ 地域の中で親同士の交流や仲間づくりの機会を作り、家庭教育に関する情報提供や情報発信、相談対応等の機会の拡充を図る。 ・ 家庭教育支援チーム員の活動支援や新たなチーム員を育成するため、研修機会の充実に努める。 		
事業の実施状況		
O3-1 家庭教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新入学家庭教育講座」については、新型コロナウイルス感染症拡大による中止が続いているが、代わりに「小学校入学前準備講座」(3回、親子9組18名参加)を新規に実施した。 ・ 親同士の交流や仲間づくりの機会として、移動交流サロン(計2回、親子13組26名参加)や公民館での公民館サロン(計2回、親子13組27名)を実施した。 ・ 新たなチーム員を育成するため、「子育てサポーター養成講座」(5回、延べ37名参加)を実施した。 		
事業の効果等		
O3-1 家庭教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て中の親がコロナ禍で地域での孤立がより一層懸念される中、交流サロン等の実施により、地域の参加者同士で触れ合うことで仲間づくりを図り、子育てに関する悩みや不安の解消に繋がった。 ・ 家庭教育に関する研修機会を設けることで、支援チーム員が増加し、支援の輪が広がった。 		
事業の課題・改善策		
O3-1 家庭教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援チーム員は増加しているが(現18名。R4.7月現在)、定例会への参加に固定化がみられる。新たなチーム員を増やすため、研修機会を継続的に開催していく必要がある。 ・ 支援チーム、「トコトコ」はR3.2月発足で、この体制になって間ないので、スキルアップのため県の研修への参加や他市町村への視察などにより、研修の幅を広げる必要がある。 		

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

目標	3 家庭・地域の教育力の向上
担当課	生涯学習課
施策の方向	(2)関係団体や企業、様々な知識・技術を持つ人材等の協力を得ながら、地域における教育・体験活動の充実を図るとともに、子どもたちの積極的な参加を推進します。
具体的な施策(事業概要)	
<p>○3-2 地域における多様な体験・交流活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館事業や地域団体等の学習機会として、「マナビィ宅配便」や「出前講座」の充実を図る。 ・ 世代を問わず参加できる地域行事(地区民体育大会、公民館まつり等)の充実を図り、住民相互の交流促進に努める。 <p>○3-3 子どもの社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人材(団体や企業等)や環境などを生かした子どもの学びの場をつくることを通じて、子どもの社会参加の促進に努める。 ・ 姉妹都市交流促進のため、上山市との共催事業「海の子山の子交歓会」を実施し、子ども同士の友情を育み交流を深められよう支援する。 ・ 子ども会活動支援等の充実を図るために、青少年リーダーであるジュニア・リーダーの活動支援と研修機会の充実を図る。 <p>○3-4 健全な育成環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ぐるみで子どもを育てる気運を醸成し、青少年を守るためにインターネット・リテラシーの必要性について啓発を図る。 ・ 青少年健全育成名取市民会議等と連携し、環境浄化活動や定例巡回指導等青少年の健全育成につながる環境づくりに努める。 ・ 青少年の悩みについて、様々な方法で相談できるよう相談窓口のあり方を検討する。 <p>○3-5 地域ぐるみの学校支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中・義務教育学校の地域学校協働本部の設立支援や、活動支援の充実を図る。 ・ 学校と地域が活動目標を理解、共有、連携し充実した活動につながるよう、各種情報発信の充実に努める。 	
事業の実施状況	
<p>○3-2 地域における多様な体験・交流活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マナビィ講師派遣事業(出前講座及びマナビィ宅配便)では、計162回の実施(+80)で、参加者は3,362名(+2,182)であった。 <p>○3-3 子どもの社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症拡大のため、「海の子山の子交歓会」は中止した。 ・ 「ジュニア・リーダー初級研修会」(9名参加)及び「インリーダー・子ども会育成者合同研修会」(35名参加)を開催した。 <p>○3-4 健全な育成環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット・リテラシーの周知啓発を図るため、R3.7月に各児童・生徒にチラシを配布した。 <p>○3-5 地域ぐるみの学校支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全15学校区への地域学校協働本部の設立支援及び市広報等での活動についてのPRを実施した。 	

事業の効果等

○3-2 地域における多様な体験・交流活動の充実

- ・ コロナ禍で落ち込んだマナビイ講師派遣事業は、新たなガイドブックの発行の効果もあり、市民の学びが少しずつ改善している。

○3-3 子どもの社会参加の促進

- ・ ジュニア・リーダー研修会などにより、ジュニアリーダーの数が増加している(現在20名)。

○3-4 健全な育成環境づくり

- ・ 青少年の悩みを聞く青少年相談は、メールによる相談体制を新設した結果、R3 年度は11件中5件がメール相談であった。

○3-5 地域ぐるみの学校支援

- ・ ホームページや広報での地域学校協働活動の地道なPRにより、活動の輪が広がっている。

事業の課題・改善策

○3-2 地域における多様な体験・交流活動の充実

- ・ 市民のコロナへの不安もあり、学習機会が減少している。感染対策を適切に実施しながら、学習機会を増やす取組を実施したい。

○3-3 子どもの社会参加の促進

- ・ ジュニアリーダーは20名いるが、テストや学校イベント、部活などにより毎月の定例会に来られないメンバーもあり、日程調整は毎月難航している。

○3-4 健全な育成環境づくり

- ・ 顕在化していない、悩んでいる青少年が沢山いると思われるため、地道にPRをしていきたい。

○3-5 地域ぐるみの学校支援

- ・ 地域学校協働活動は、地域のコーディネーターが中心となり進めているが、事務処理など労力がかかる部分が負担となっており、軽減する方法を模索している。

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	目 標	4 生涯学習の推進		
	担当課	生涯学習課		
施策の方向	<p>(1)生涯にわたって主体的な学習活動を支援するため、市民ニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、生涯学習活動拠点の整備・充実と利用促進を図ります。</p>			
具体的な施策(事業概要)				
<p>○4-1 学習情報の提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習に関する情報発信は、高等教育機関等とネットワーク化や一元化に努め、市民がわかりやすく情報を受け取れるよう、様々な情報ツールの活用を図る。 ・ 市民の学びを支援する市民大学講座や自主企画講座、マナビィ宅配便などの充実に努める。 ・ 地域課題解決などを目的とした、地域住民の主体的な学習機会や活動の支援、活性化を促すため、公民館職員研修等でファシリテーター技術のスキルアップを図る。 <p>○4-2 学習環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館利用促進のため、ホームページや SNS 等わかりやすい情報発信に努める。 ・ 高等教育機関を含む学校図書館との連携をとおして、図書館の学習機能充実、サービスの充実、読書活動を推進する。 ・ 子ども読書活動の推進を図るため、学校図書館(司書教諭や司書)、読み聞かせボランティア等との連携に努める。 ・ 公民館の老朽化や狭隘化に対応するため、計画的に改築や修繕に努める。(公民館移転改築事業) <p>○4-4 学びでつながるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・地域・家庭の連携を図り、子どもの成長を支え合う推進体制の充実に努める。(学校地域連携・協働事業) ・ 公民館は、地域住民の学びと市民活動の連携・交流をコーディネートすることにより、学びによるまちづくりの促進を図る。 				
事業の実施状況				
<p>○4-1 学習情報の提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 尚絅学院大学への委託による「市民大学講座」(計4回、延べ87名参加)の開催、自主企画講座(2 グループへの支援)を実施した。 <p>○4-2 学習環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館や図書館においては独自にホームページや Facebook を作成し、積極的な情報発信に努めている。 <p>○4-4 学びでつながるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全15学校区に協働本部を設置し、地域で子供たちの成長を支え合う地域学校協働活動を展開している。 				
事業の効果等				
<p>○4-1 学習情報の提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民大学講座」では、高度な学習機会を提供するため、教育機関が持つ専門的な教育機能を市民に提供する機会を図っている。 <p>○4-2 学習環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや Facebook 等、職員による継続的な更新作業により、情報の鮮度が保持され、情報も入手しやすくなっている。 <p>○4-4 学びでつながるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域学校協働活動では、従来の取組のほか、新たなコミュニケーションも生まれ、新たな地 				

域づくりに貢献している。

事業の課題・改善策

○4-1 学習情報の提供の充実

- ・市民大学講座では、コロナ禍により不安に思う受講生に対し、自宅等で気軽に受講できるオンライン開催など、これからは新たな環境整備が必要である。

○4-2 学習環境の整備

- ・ホームページや Facebook などを更新できる職員が限定的とならないよう、周囲の職員も更新できるよう研修機会やスキルアップが必要である。

○4-4 学びでつながるまちづくり

- ・地域学校協働活動では、新たなコミュニティが形成される一方、ボランティアの固定化もあるなど、新たに関わる人づくりも必要である。

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	目 標	4 生涯学習の推進
	担当課	生涯学習課
施策の方向	(2)学習成果を発表する場の充実や学習で得た知識・技術を地域に還元する場の創出に努めます。	
具体的施策(事業概要)	<p>○4-3 学びの成果を生かす仕組みの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進大会や公民館まつり等、学習成果の発表の場の充実を図る。 ・地域課題解決のための学びの場を支援し、地域住民が培った学びの成果の知識や技能が生かされる仕組みづくりを検討する。 	
事業の実施状況	<p>○4-3 学びの成果を生かす仕組みの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なとりまなびフェスティバル(生涯学習推進大会)」では、様々な市民、団体による一大イベントとして企画したが(整理券 900 枚配布)、地震の影響により会場が使用不能となり、止む無く中止とした。 ・公民館まつりは新型コロナウイルス感染症拡大により作品の常設展示といった工夫により実施した館もある(増田、増田西、名取が丘、相互台。それ以外は通常開催)。 ・市民の学びの場を生かす仕組みとして「マナビイ講師派遣事業」があり、コロナ禍で低迷している状況を改善するため、「マナビイガイドブック」を新規に 1,000 部作成し PR を実施。 	
事業の効果等	<p>○4-3 学びの成果を生かす仕組みの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なとりまなびフェスティバル」は中止となつたが、初の整理券方式として配布したところ、900 枚となるなど、市民の関心の高さが伺えた。(R4.9月に振替開催予定) ・新型コロナウイルス感染症拡大により、作品の常設展示のみとするなど工夫により発表の場を設け、公民館利用者のモチベーションの維持に繋がつた。 ・「マナビイガイドブック」の出来は各方面で好評で、市民にも広く配布となつた。マナビイ講師派遣事業の改善に繋がつた(計162回の実施(前年度対比+80回)、参加者 3,362 名(+2,182 名))。 	
事業の課題・改善策	<p>○4-3 学びの成果を生かす仕組みの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なとりまなびフェスティバル」は、新型コロナウイルス感染症の感染対策として定員を 50%とし、整理券方式で配布したところ、好評につき整理券配布は終了とした。 ・新型コロナウイルス感染症拡大により、「なとりまなびフェスティバル」や公民館まつりの通常開催が困難となつてゐる。 ・コロナ禍で市民の学習成果を発表する機会が減つてゐる中、より多くの人が集まる「なとりまなびフェスティバル」において、市民の活躍の場を増やしたい。 	

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

		目 標	5 生涯スポーツの振興																																									
		担当課	文化・スポーツ課																																									
施策の方向	(1) 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツに関心を持ち、始めるためのきっかけづくりや、年齢や体力、意欲に応じた多様なスポーツに親しむことができる機会の充実を図ります。																																											
具体的施策(事業概要)																																												
<p>○5-1 スポーツに親しむ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ活動の機会の確保と新型コロナウイルス感染拡大防止を両立させるよう対応しながら、スポーツに親しめるきっかけづくりとして、市民総合スポーツ祭や各種スポーツ教室の開催、自主事業(大会含む)の充実を図る。 ・ 誰でも気軽に参加でき、コミュニケーションづくりにも利用できるニュースポーツの普及に努め、市民がスポーツに興味や関心を持てるよう、大会・イベント情報などを収集し、市民への提供を推進する。 																																												
事業の実施状況																																												
<p>○5-1 スポーツに親しむ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京2020オリンピック競技大会 聖火リレー(6月21日) ・ 生き生きスポーツクラブ(全8回 延べ228人参加)は規模を縮小しながら実施した。 ・ トータルスポーツ大会、小学生ドッジボール大会、卓球指導について、コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。 ・ スポーツ推進委員によるニュースポーツ普及もコロナ禍の影響により未実施となった。 ・ NPO法人名取市スポーツ協会等と連携を図りながら、市の広報紙及びWebサイト、SNS等により、スポーツに関する情報提供を行った。 																																												
事業の効果等																																												
<p>○5-1 スポーツに親しむ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民体育館アリーナについてはワクチン接種会場として利用されていたため、一般開放等、スポーツによる利用はできなかった。しかし、感染防止対策を行いながら、他の体育施設を利用し、各種スポーツ講座・教室等、市民にスポーツに親しむ機会を提供できた。 (市民体育館利用者数(アリーナ除く) 延べ 12,563 人、有料公園施設利用者 延べ 41,571 人 無料施設利用者 延べ 61,908 人) 																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>延べ人数</th> <th colspan="3" style="text-align: left; vertical-align: bottom;">※市民体育館について、延べ人数の内、ワクチン接種によるアリーナ利用者数は 100,316 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民体育館</td> <td>市民体育館</td> <td>112,879 人</td> <td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>有料公園施設</td> <td>市民球場</td> <td>10,816 人</td> <td>陸上競技場</td> <td>11,771 人</td> <td>市民庭球場 18,984 人</td></tr> <tr> <td rowspan="4">無料施設</td> <td>増田体育館</td> <td>6,987 人</td> <td>増田グラウンド</td> <td>9,313 人</td> <td>箱塚グラウンド 10,469 人</td></tr> <tr> <td>閑上体育館</td> <td>7,021 人</td> <td>閑上グラウンド</td> <td>4,948 人</td> <td>名取が丘グラウンド 3,484 人</td></tr> <tr> <td>高館体育館</td> <td>6,944 人</td> <td>高館グラウンド</td> <td>135 人</td> <td>高館河川グラウンド 8,600 人</td></tr> <tr> <td>相互台東グラウンド</td> <td>4,007 人</td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </tbody> </table>							施設名	延べ人数	※市民体育館について、延べ人数の内、ワクチン接種によるアリーナ利用者数は 100,316 人			市民体育館	市民体育館	112,879 人				有料公園施設	市民球場	10,816 人	陸上競技場	11,771 人	市民庭球場 18,984 人	無料施設	増田体育館	6,987 人	増田グラウンド	9,313 人	箱塚グラウンド 10,469 人	閑上体育館	7,021 人	閑上グラウンド	4,948 人	名取が丘グラウンド 3,484 人	高館体育館	6,944 人	高館グラウンド	135 人	高館河川グラウンド 8,600 人	相互台東グラウンド	4,007 人			
	施設名	延べ人数	※市民体育館について、延べ人数の内、ワクチン接種によるアリーナ利用者数は 100,316 人																																									
市民体育館	市民体育館	112,879 人																																										
有料公園施設	市民球場	10,816 人	陸上競技場	11,771 人	市民庭球場 18,984 人																																							
無料施設	増田体育館	6,987 人	増田グラウンド	9,313 人	箱塚グラウンド 10,469 人																																							
	閑上体育館	7,021 人	閑上グラウンド	4,948 人	名取が丘グラウンド 3,484 人																																							
	高館体育館	6,944 人	高館グラウンド	135 人	高館河川グラウンド 8,600 人																																							
	相互台東グラウンド	4,007 人																																										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、各施設とも 令和3年3月27日～5月11日と令和3年8月28日～9月12日に臨時休館や臨時貸出中止とした。 																																												

事業の課題・改善策

○5-1 スポーツに親しむ機会の充実

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、スポーツに親しむ機会を、コロナ禍前の状況に回復させることはもとより、ニュースポーツの普及や、企業・プロスポーツ等との連携等により、更なるスポーツ振興を目指す。
- ・ニュースポーツの紹介や、各種スポーツイベント等、スポーツに関する情報を収集し、積極的に情報発信を行う。
- ・「(仮称)名取市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ振興施策を推進する。

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	目標	5 生涯スポーツの振興						
	担当課	文化・スポーツ課						
施策の方向	(2)市民が安全・安心してスポーツができるための施設・設備の計画的な整備と指導者の確保に努めます。							
具体的施策(事業概要)								
<p>○5-2 スポーツ施設の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存体育施設、設備の機能を維持し、市民にとって利用しやすい施設環境の提供に努める。 学校施設の開放により、有効活用を図り、市民のスポーツ活動を推進する。 <p>○5-3 スポーツ団体・クラブの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 名取市体育協会(※)の育成及び連携強化に努める。 総合型地域スポーツクラブの育成、支援に努める。 民間スポーツクラブと連携し、多様化するニーズに即した事業展開を図る。 								
事業の実施状況								
<p>○5-2 スポーツ施設の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 適宜、市民体育館アリーナ照明 LED 化、増田体育館及びグラウンドのトイレ洋式化等の修繕を行うなど、適切な整備、修繕を行った。 市内小中学校の学校開放を行い、施設の確保及び調整を行った。 <p>○5-3 スポーツ団体・クラブの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 有料施設の指定管理について、体育協会と継続的な協議調整を行った。 施設の管理業務及びスポーツ教室の開催業務を委託した。 <p>(新型コロナウイルスの影響で、中止等により、教室によっては参加数が減少した。)</p>								
教室名等	参加数 (延べ人数)	教室名等	参加数 (延べ人数)					
リフレッシュヨガ教室	182 人	バレーボール教室	43 人					
ちびっこ体操教室	255 人	トータルスポーツ大会	コロナ影響のため中止					
なとりんキッズフィットクラブ	325 人	初心者卓球教室	124 人					
テニス教室	177 人	初心者バドミントン教室	101 人					
市民総合スポーツ祭	1,690 人	10,000 人寒稽古	210 人					
らくらく健康ダンスステップ	153 人	中学生スポーツ教室	137 人					
リズムエクササイズ教室	606 人	卓球指導	コロナ影響のため中止					
シニア向け健康エクササイズ	523 人	トレーニング指導	52 人					
<ul style="list-style-type: none"> 総合型地域スポーツクラブの事業を広報で周知した。 民間スポーツクラブと教室開催に伴う講師派遣等の事業において連携し、多様化するニーズに即した事業展開を行った。 								

事業の効果等

○5-2 スポーツ施設の整備充実

- ・ 平成 26 年度に指定管理者制度が導入され、住民サービスの更なる向上が図られた。

○5-3 スポーツ団体・クラブの育成

- ・ 名取市体育協会に一部業務の委託を行うことで、体制の強化が図られた。
- ・ 快適なスポーツ環境を提供しながら、市民の体育・スポーツ振興及び健康増進のための事業運営が図られた。

事業の課題・改善策

○5-2 スポーツ施設の整備充実

- ・ 体育施設の多くは経年劣化が進んでいるため、長寿命化を図るために点検・計画策定を行い、計画的な修繕等を行っていく必要がある。

○5-3 スポーツ団体・クラブの育成

- ・ 「(仮称)名取市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツに関する施策を推進する。
- ・ 有料体育施設の指定管理者である名取市体育協会とは、引き続き施設利用やスポーツ振興等について意見・情報の交換を引き継ぎ行っていく。
- ・ 総合型地域スポーツクラブへの支援及び助成制度等の情報提供等を継続的に行っていく。
- ・ 民間スポーツクラブとの意見交換の場が必要である。

※ 「名取市体育協会」は、令和 4 年 4 月に「名取市スポーツ協会」に名称変更している。

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	目 標	6 文化芸術活動の推進																						
	担当課	文化・スポーツ課																						
施策の方向	(1)文化芸術に対する関心を高め、知識の普及に努めるとともに、国内外の優れた文化芸術に触れる機会の創出を図ります。																							
具体的施策(事業概要)																								
<p>○6-1 文化芸術に触れる機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が優れた文化芸術を鑑賞・体験することができる環境づくりに努めるとともに、次代を担う子どもたちが文化芸術を身近に触れる機会の充実を図る。(文化芸術振興事業) 文化芸術に関する情報提供の充実に努める。 <p>○6-3 文化会館の活用と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術振興の拠点、また市民の憩いの場として、だれもが安心して文化芸術活動に取り組めるよう、施設の保守点検に努め、効率的に修繕を行う。 市民が本物の文化芸術に触れられるよう、施設の特性を活かした多様な事業の展開を促進する。 																								
事業の実施状況																								
<p>○6-1 文化芸術に触れる機会の充実</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">宮城県巡回小劇場</td><td style="width: 30%;">不二が丘小学校</td><td colspan="3">劇場公演「もったいないミュージカル」 257人</td></tr> <tr> <td>青少年劇場小公演</td><td>相互台小学校</td><td colspan="3">はなしの伝統芸能「落語」 115人</td></tr> <tr> <td>青少年劇場小公演</td><td>増田西小学校</td><td colspan="3">揚琴(ヤンチン)コンサート 117人</td></tr> <tr> <td>能楽体験アウトリーチ</td><td colspan="4" rowspan="2">新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</td></tr> </table>					宮城県巡回小劇場	不二が丘小学校	劇場公演「もったいないミュージカル」 257人			青少年劇場小公演	相互台小学校	はなしの伝統芸能「落語」 115人			青少年劇場小公演	増田西小学校	揚琴(ヤンチン)コンサート 117人			能楽体験アウトリーチ	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止			
宮城県巡回小劇場	不二が丘小学校	劇場公演「もったいないミュージカル」 257人																						
青少年劇場小公演	相互台小学校	はなしの伝統芸能「落語」 115人																						
青少年劇場小公演	増田西小学校	揚琴(ヤンチン)コンサート 117人																						
能楽体験アウトリーチ	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止																							
<p>○6-3 文化会館の活用と充実</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">指定管理料 (円)</td><td style="width: 20%;">213,880,000</td><td style="width: 20%;">文化会館 使用料(円)</td><td style="width: 20%;">23,540,290</td><td style="width: 20%;">会館利用者 数(人)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>141,098</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 子供からお年寄りまで自由に使用できる施設として多目的ホール(希望の家)も管理。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、3/27～5/11 及び 8/28～9/12 臨時休館とした。 					指定管理料 (円)	213,880,000	文化会館 使用料(円)	23,540,290	会館利用者 数(人)					141,098										
指定管理料 (円)	213,880,000	文化会館 使用料(円)	23,540,290	会館利用者 数(人)																				
				141,098																				
事業の効果等																								
<p>○6-1 文化芸術に触れる機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回小劇場等は、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供し、豊かな情操の形成に有効であった。 <p>○6-3 文化会館の活用と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、館内の消毒や換気を徹底するとともに、体温検知カメラや空気清浄機を設置し市民が安心して利用できるよう努めている。 どなたでも無料で自由に使用できる多目的ホール(希望の家)は、交流・憩いの場として活用されている。 																								
事業の課題・改善策																								
<p>○6-1 文化芸術に触れる機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化振興懇話会では、令和2年3月に策定した「名取市文化芸術振興ビジョン(第二次)」を推進する事業の提案・検討を行っている。 <p>○6-3 文化会館の活用と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも指定管理者制度の趣旨である利用者サービスの一層の向上や効率的な管理運営を心掛け、その経営に努力する必要がある。自主事業の企画に当たり、市民のニーズを的確に把握し、その企画に反映すべく努める必要がある。 																								

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	目 標	6 文化芸術活動の推進								
	担当課	文化・スポーツ課								
施策の方向	(2)文化芸術活動を行う団体等の活動支援や文化芸術の視野が広がる取り組みを推進し、市民の主体的な活動の活性化を図ります。									
具体的な施策(事業概要)										
<p>○6-2 市民の文化芸術活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が参加(参画)する市民参画型文化芸術活動は、研修や活動成果を発表する機会の充実を図る。 ・ 地域に根ざした文化芸術活動団体の自主的かつ主体的な活動と交流を支援する。 										
事業の実施状況										
<p>○6-2 市民の文化芸術活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化会館展示ギャラリー活用事業 										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 25%;">出展者</th> <th style="width: 25%;">来場者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.11ふるさと後刻記 絵画展</td> <td>杉崎 靖夫</td> <td>419名</td> </tr> </tbody> </table>		内 容	出展者	来場者数	3.11ふるさと後刻記 絵画展	杉崎 靖夫	419名			
内 容	出展者	来場者数								
3.11ふるさと後刻記 絵画展	杉崎 靖夫	419名								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化団体助成事業 										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 50%;">実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名取市文化協会運営助成</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td>文化芸術に関する全国大会出場者助成</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災復興祈念事業助成</td> <td>5,347,000円</td> </tr> </tbody> </table>		内 容	実 績	名取市文化協会運営助成	270,000円	文化芸術に関する全国大会出場者助成	0円	東日本大震災復興祈念事業助成	5,347,000円	
内 容	実 績									
名取市文化協会運営助成	270,000円									
文化芸術に関する全国大会出場者助成	0円									
東日本大震災復興祈念事業助成	5,347,000円									
事業の効果等										
<p>○6-2 市民の文化芸術活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の成果を発表する機会を提供することで、市民の能動的な文化芸術活動を支援することができた。(文化会館展示ギャラリー活用事業) ・ 文化芸術祭の開催、東日本大震災復興祈念事業として「復曲能 名取ノ老女」「狂言 舟渡賀」の公演及び「能・狂言ワークショップ」を実施し、市民に対して身近に文化芸術を触れる機会を創出することができた。(文化団体助成事業) 										
事業の課題・改善策										
<p>○6-2 市民の文化芸術活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化会館展示ギャラリー活用事業は、事業を広く周知し、事業の一層の活性化に努める必要がある。 ・ 地域に根ざした文化芸術活動団体等の育成・支援を図り、市民主体の文化芸術活動の一層の活性化と文化芸術の視野が広がる取り組みを推進していく。(文化団体助成事業) 										

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

目標	7 文化財の保存・活用
担当課	文化・スポーツ課
施策の方向	(1)地域に伝わる文化遺産の価値と魅力の調査・把握に努め、その保護に向けた取り組みを推進します。
具体的な施策(事業概要)	<p>○7-1 文化財の保護・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財等の拡充および適切な維持管理や整備等を行い、その保存・継承に努める。 ・ 文化財等の調査・研究に努め、その成果の保存・継承や必要な保護措置を行う。 ・ 埋蔵文化財の保護と各種開発事業の円滑な実施が図られるよう努める。 ・ 民俗芸能等、伝統文化の後継者育成をはじめとする伝承活動や文化財所有者へ、実情を踏まえた継続的な支援を行う。
事業の実施状況	<p>○7-1 文化財の保護・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市管理の史跡(国指定2、市1)、建造物(国指定1)、記念物(市指定1、市登録1)等の維持管理や保全措置の他、国指定の建造物の屋根葺き替え・災害復旧、便益施設の整備を行った。 ・ 市所蔵の歴史資料や考古資料、歴史的体験に関する調査・研究を行い、成果をまとめた。 ・ 開発等に伴う埋蔵文化財発掘調査(発掘届79件 調査30件)や、発掘調査報告書作成を行った。 ・ 無形民俗文化財の8保存団体(県3、市5)の活動や、国指定建造物の所有者(1件)の維持管理、文化財愛護団体(1件)への助成を行った他、無形民俗文化財の披露の機会提供を行った。
事業の効果等	<p>○7-1 文化財の保護・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡指定地や重要文化財(建造物)の適切な環境維持や保存・活用のための環境整備や改善が図られた。 ・ 考古資料の調査・研究の成果は資料館の年報などで公開し、歴史的体験に関する成果は、資料館の体験活動などに活かす事ができた。 ・ 各種開発事業の事前協議により、迅速且つ適切な発掘調査を実施し埋蔵文化財保護と各種事業の円滑な推進が図れた。 ・ 無形民俗文化財や、文化財所有者、文化財愛護団体の安定的・継続的な活動が維持されたと共に、これらの文化財の保存・活用の主体者との関係を強化できた。
事業の課題・改善策	<p>○7-1 文化財の保護・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財等の拡充について、対象件数を増やすための一部調査などは行ったが、具体的な件数を増やすことが出来なかつたことから、候補の調査や準備を継続的に進めていく必要がある。また、雷神山古墳や飯野坂古墳群などの史跡の、一体的な保存・活用へ向けた積極的な取り組みも必要である。 ・ 文化財の保存・活用を担う、無形民俗文化財の保存団体や、文化財所有者、文化財愛護団体などへの助成も含めた積極的な支援や、課題の共有などを進めていく必要がある。

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	目標	7 文化財の保存・活用					
	担当課	文化・スポーツ課					
施策の方向	<p>(2)歴史民俗資料館を中心に、地域関連施設とも連携を図りながら、展示公開、体験学習、ボランティア活動等の文化遺産に触れる機会拡充を図ることで、文化遺産の保護意識や郷土への誇り、愛着の醸成に努めます。</p>						
具体的施策(事業概要)							
<p>○7-2 文化財の普及と活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史民俗資料館を活用した文化財ガイドや展示公開、調査・研究や学習・体験活動等を、市民や関係団体、学校や図書館等と連携を図りながら実施し、郷土の歴史文化に触れる機会の拡充に努める。 ・ 様々な媒体による市内外に向けた積極的な情報発信に努め、地域の歴史文化遺産への関心や保護意識の向上、郷土への愛着の醸成、歴史文化遺産への来訪や活用の促進を図る。 ・ 歴史文化遺産の案内や学習活動の支援等を行うボランティアの募集や研修会の実施、歴史民俗資料館の活動への参加を通じた人材育成を図る。 							
事業の実施状況							
<p>○7-2 文化財の普及と活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示・公開事業 歴史文化の特徴を表す6つのテーマを柱にした常設展示の他、企画展示計4回（各70日程度）を開催した。 ・ 学習・交流事業 歴史スポットめぐり：館職員のガイドで、歴史スポットをバスで巡った。 6・10・3月の計3回（6日間 100名）。 ・ 資料館まつり 民俗芸能や昔話、吹奏楽演奏や、まが玉づくり等の体験メニューを実施した。 (11月15日開催 参加者312名) ・ 歴史講座 講演会 館職員による歴史講座を3回（65名）、外部講師による講演会を1回実施した。（26名） ・ 各種案内・出前講座・展示解説 通常来館者以外に対するもので、依頼により約18件（317名）を実施した。 ・ 体験学習事業 計18件を実施（275名） 体験イベントとして、まが玉づくり、埴輪づくり、火起こし、タデアイ生葉染め、アンギンミニ敷物づくり、消しゴムはんこ宝印づくり、拓本しおりづくり、脱穀＆糊摺り体験を実施した。 ・ 調査・研究事業 体験メニューに関するもの3件（藍染、紙漉き、土笛づくり関係）、資料紹介3件（勾玉・管玉、弥生土器、埴輪）。 ・ 資料管理・利用 写真や民俗資料等利用（8件）、資料調査（3件）、寄贈・寄託（9件）、収蔵資料整理（民俗資料約2,000件） 							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">来館者数</th> <th style="text-align: center;">開館日数</th> <th style="text-align: center;">平均来館者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7,671人</td> <td style="text-align: center;">258日</td> <td style="text-align: center;">29.7人/日</td> </tr> </tbody> </table>		来館者数	開館日数	平均来館者数	7,671人	258日	29.7人/日
来館者数	開館日数	平均来館者数					
7,671人	258日	29.7人/日					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の事業実施等に伴う情報発信を、市広報、資料館および市のホームページ上、市定例記者会見、関連施設等へのポスター・チラシの配布・掲示等により行った。 ・ ボランティア 24名が登録。体験イベントや「資料館まつり」、各種事業への参加・協力（延103名）があった。また、新規募集や研修会（5回）を実施した。 							

事業の効果等

○7-2 文化財の普及と活用の促進

- ・ 積極的な展示・公開、学習交流、体験学習などの事業実施により、市内外の幅広い年齢層の方々に、本市の歴史的価値や魅力、特徴等を知り、興味・関心を持ってもらう事や、資料館の利用者の増加へつなげる事が出来た。
- ・ 資料館での積極的な事業実施や、それに伴う各種媒体を通じた情報発信により、多くの市民や団体、施設等からの利用依頼や相談・問い合わせ、ホームページのアクセス数等が増加する等、関心を高めることが出来た。
- ・ ボランティアの参加・協力による、円滑な事業実施や、市民参加による連携強化、人材育成等が図られた。

事業の課題・改善策

○7-2 文化財の普及と活用の促進

- ・ 企画展示や、学習交流、体験学習等の事業内容について、新規事業の開拓や既存メニューの内容充実を図り、興味・関心を高め、リピーターを増やす工夫を続けていく必要がある。
- ・ 様々な媒体を通じ、時宜を捉えた情報発信を行うと共に、効果的な周知となるよう、周知先の検討が必要である。
- ・ ボランティアの継続的な確保や、主体性のある活動が継続的になされるよう、細やかな支援が必要である。

令和3年度教育基本方針における施策の方向の点検評価表

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">目 標</td><td>7 文化財の保存・活用</td></tr> <tr> <td>担当課</td><td>文化・スポーツ課</td></tr> </table>	目 標	7 文化財の保存・活用	担当課	文化・スポーツ課
目 標	7 文化財の保存・活用				
担当課	文化・スポーツ課				
施策の方向	(3)地域の貴重な文化遺産を市内外に積極的に伝えていくとともに、教育や観光等様々な分野での積極的な活用を図ります。				
具体的施策(事業概要)					
<p>○7-3 保存・活用環境の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存・活用の中核を担う歴史民俗資料館におけるソフト事業実施や市内各所に所在する歴史文化遺産の説明板整備等、保存・活用環境の整備充実に努める。 ・ 歴史文化遺産の保存・活用の取り組みを、市民や関係団体、関連施設等の多様な主体者の参加協力を得ながら実施し、連携体制の構築や強化に努める。 					
事業の実施状況					
<p>○7-3 保存・活用環境の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国指定建造物の屋根葺き替え工事の見学会を1回(49名)、史跡雷神山古墳・飯野坂古墳群や熊野三社を巡るウォーキングイベントを3回(61名)などの事業を行い史跡等の活用を行ったほか、史跡飯野坂古墳群の山居北・観音塚・薬師堂の各古墳に説明板を設置、重要文化財建造物の便益施設の設置、外灯修繕を行い活用環境の向上を図った。 ・ 市図書館の情報発信コーナーでの展示や、資料館への市内小学6年生の訪問学習、各公民館が主催する講座への講師派遣、資料館まつりや歴史スポットめぐりなど、ボランティアを含めた歴史文化の保存・活用を担う多様な主体者との関係強化や、歴史文化の周知・活用に努めた。また、文化財保存活用地域計画の国認定に向け、協議会、ワークショップ開催、国との協議を行い原案のとりまとめを進めている。 					
事業の効果等					
<p>○7-3 保存・活用環境の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存・活用の核となる国指定の史跡や建造物等の積極的な周知・活用を図り、利便性の向上が期待できる施設整備等を行ったことで、本市の歴史文化の特徴が顕在化するとともに、県内外を含めた来訪者の増加や興味・関心が高まり、併せて資料館や他の歴史文化資源の保存・活用の促進にもつながっている。 ・ 様々な歴史文化の保存・活用の主体者や関連施設と連携・協力したソフト事業等を積極的に実施した事により、以前より多くの周知・活用の機会が創出されると共に、利用者や参加者の増加や、満足度や期待感等の高まりを感じられるようになった。また、今後の計画的な保存・活用を行っていくまでの指針となる総合的な計画作成に着手することが出来た。 					
事業の課題・改善策					
<p>○7-3 保存・活用環境の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡や建造物などの既存施設の経年劣化の状況や、支障木や樹木の繁茂状況、史跡指定地周辺などの環境変化等の状況の把握や、説明板・案内板の更新や新設等の効果的・計画的な実施に向けた取り組みが必要である。 ・ 文化財保存活用地域計画作成へ向けた国との協議の継続や、計画に記載予定の事業実施へ向けた課題の整理や事前準備を進める必要がある。 					

IV 東日本大震災からの復興支援の取組み

平成23年3月11日の震災で、小・中学校、公民館や図書館等、教育委員会関連施設等に被害があった。特に閑上小学校・閑上中学校は校舎が壊滅的な被害を受けたため、校舎一体型小中一貫教育校としての閑上小中学校が平成30年4月に開校した。また、令和元年度末までに、全ての施設でハード面での復旧が完了している。

令和3年度は、引き続き被災した児童・生徒へ、就学援助、震災遺児孤児奨学金支給事業等のソフト面での支援を行った。

(1) 被災した児童生徒への学業支援

① 被災児童生徒就学援助事業

通常行っている就学援助とは別に、被災の状況により、小中学校へ通学している児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助している。令和3年度の対象児童生徒数は(児童)小学校11人、(生徒)中学校30人、義務教育学校15人である。

② 震災遺児孤児奨学金支給基金の設置

平成23年9月22日に基金を設置し、全国の方々から寄せられた寄附金を原資として、震災で遺児や孤児となった小学1年生から高校3年生までを対象に月額1万円の給付する奨学金制度を立ち上げた。

平成24年度より、対象者を拡充し、月額金を段階的に引き上げ、入学一時金を新たに支給することとした。対象者の拡充については、小学校から大学等に在籍している7歳から22歳までに達する年度の間にいる遺児又は孤児であるが、修業年限を6年とする課程の場合は24歳に達する年度までとした。

令和3年度の対象者は、小学生1人、中学生4人、高校生5人、大学生等8人で合計18人となっている。

給付金額(月額金)

小学生・中学生	月額 10,000円
高等学校等に在籍する学生	月額 20,000円
大学及び専修学校(専門学校)等に在籍する学生(※)	月額 30,000円

※高等専門学校に在籍している場合は、第4学年、第5学年まで及び専攻科に限る。

給付金額(一時金)

小学校入学時	50,000円
中学校入学時	100,000円
高等学校等入学時	150,000円
大学及び専修学校(専門学校)等入学時(※)	300,000円

※高等専門学校に在籍している場合は、第4学年進学時。

V 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応として、教育委員会では下記のとおりの対応を行った。
(※ 一部、令和2年度からの状況を含めております)

1 市内小・中学校及び義務教育学校

A 臨時休業等の状況

- 学校別の臨時休業の状況

臨時休業期間	学校	備考
令和3年9月9日(木)～10日(金)(2日間)	増田中学校	9/10 消毒実施
令和3年9月13日(木)～14日(火)(2日間)	閑上小中学校	9/11 消毒実施
令和3年9月15日(水)～16日(木)(2日間)	閑上小中学校	(期間延長)
令和3年9月17日(金)～24日(金)(4日間)	閑上小中学校	(期間延長)
令和4年1月21日(金)～24日(月)(2日間)	ゆりが丘小学校	1/22 消毒実施
令和4年1月26日(水)～27日(木)(2日間)	高館小学校	1/27 消毒実施
令和4年1月28日(金)(1日間)	高館小学校	(期間延長)
令和4年1月27日(木)～28日(金)(2日間)	第一中学校	1/29 消毒実施
令和4年2月26日(土)～3月2日(水)(3日間)	相互台小学校	

※ 令和4年1月までは原則として校内に感染者が発生した場合、臨時休業としていたが、2月からはフローチャートを変え、複数の学年閉鎖がある場合に臨時休業・業者の消毒をすることとし、基本は学級閉鎖の措置をとることとした。

(令和4年2月から3月までで、学年閉鎖が1件、学級閉鎖が29件となっている)

B 中止及び縮小した行事等

- 入学式:参加者を縮小し、概ね30分以内で実施
- 卒業式:参加者を縮小し、概ね60分以内で実施
- 運動会:地区民運動会は全地区で中止となった。

学校の運動会は、学年ごとに分かれて行うなど、規模を縮小して開催した。

- 中総体:6月に開催。(原則無観客としたが、各競技とも各校1名の代表の保護者のみ、撮影目的での入場を認めた。)

- 陸上大会・水泳大会:原則無観客で開催した。

- 新人大会:9月に開催。コロナ感染拡大のため、閑上小中学校が不参加。

- 修学旅行:多くの学校が時期を2学期に変更。一部の学校で訪問先を変更

※その他、市内学校は、様々な学校行事について縮小や延期等の対応が必要となった。

- 水泳指導:実施するが、夏季休業中のプール開放は実施しない。

- 名取市生徒指導問題対策委員会や、特別支援連携協議会、いじめ防止対策調査委員会の一部を中止。

C 取り組んだ主な事業等

- スクールサポートスタッフ15名配置。9月から3月まで。
- 体温計や加湿器、ベッド等の備品購入及び消毒液・衛生用消耗品の購入
- コロナ対応フローチャート等の見直し
- 積極的疫学調査の実施(学校教育課職員対応)

2 公民館

A 臨時休館等の状況

期間	対応	備考
令和3年3月27日(土)～ 5月11日(火)	臨時休館	
令和3年8月28日(土)～ 9月12日(日)	臨時休館	

B 中止及び縮小した行事等

- ・ 体育大会(運動会):全館令和3年度開催中止
- ・ 公民館祭:全館開催。ただし、常設展示をもって公民館祭に変えた館や、展示のみとした館もあり。
- ・ 新春祝賀会(新春の集い):ほとんどの館で中止。2館はステージ発表のみ開催。
- ・ 球技大会、レクリエーション大会等:ほとんどの館で中止。
- ・ 公民館教室・講座関係:通常開催したが、一部は感染状況により中止となった。

C 取り組んだ主な事業等

- ・ 公民館使用料の返還
- ・ オンラインによる公民館長会議の実施(4/19、6/21、9/6、12/6)
- ・ サーマルカメラ購入

3 図書館

A 臨時休館等の状況

期間	対応	備考
令和3年3月27日(土)～ 5月11日(火)	利用制限を行いながらの 開館	・貸出・返却・予約のみ可能 ・閲覧・学習の禁止 ・滞在時間概ね30分
令和3年8月27日(金)～ 9月12日(日)	利用制限を行いながらの 開館	・貸出・返却・予約のみ可能 ・閲覧・学習の禁止 ・滞在時間概ね30分

B 中止及び縮小した行事等

- ・ 4月開催予定だった「としょかんこどもまつり」は中止した。
- ・ 4月、8月のナイトライブラリーは中止した。
- ・ 8月開催予定だった「Let's理科読」は、11月に延期し、講師はリモート出演で行った。

C 取り組んだ主な事業等

- ・ 学習室用アクリルパーテーション設置

4 文化・スポーツ課関連事業及び施設

A 臨時休館等の状況

【市民体育館】

期間	対応	備考
令和3年3月27日(土)～ 5月11日(火)	臨時休館	トレーニング室・武道場
令和3年8月28日(土)～ 9月12日(日)	臨時休館	トレーニング室・武道場

※ 市民体育館のアリーナは、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場となったため、令和3年度はトレーニング室・武道場のみの利用となった。

【十三塚有料公園施設】

期間	対応	備考
令和3年3月27日(土)～ 5月11日(火)	臨時休場	
令和3年8月28日(土)～ 9月12日(日)	臨時休場	

【屋内無料体育施設】

期間	対応	備考
令和3年3月27日(土)～ 5月11日(火)	臨時休館	
令和3年8月28日(土)～ 9月12日(日)	臨時休館	

【屋外無料体育施設】

期間	対応	備考
令和3年3月27日(土)～ 5月11日(火)	臨時休場	
令和3年8月28日(土)～ 9月12日(日)	臨時休場	

【文化会館】※ 開館時は、一定の場合に定員の50%以内とするなど条件付き利用

期間	対応	備考
令和3年3月27日(土)～ 5月11日(火)	臨時休館	
令和3年8月28日(土)～ 9月12日(日)	臨時休館	

【歴史民俗資料館】

期間	対応	備考
令和3年3月27日(土)～ 5月11日(火)	臨時休館	
令和3年8月28日(土)～ 9月12日(日)	臨時休館	

B 中止及び縮小した行事等

【スポーツ振興関連】

- ・ 10月18日開催予定だった健康づくりトータルスポーツ大会中止。
- ・ 2月27日開催予定だった小学生ドッジボール大会中止。
- ・ 卓球指導中止。
- ・ 6月から11回で開催予定だった生き生きスポーツクラブを8回の開催に縮小。
- ・ 10月に開催した市内3高校野球定期戦は関係者のみの観戦とし、事前周知をしなかった。
- ・ ニュースポーツの出前講座の依頼がなく、ニュースポーツの普及ができなかつた。

【文化振興関連】

- ・ 能楽体験アウトリーチ:3校中止(9/14 高館小・閑上小中、9/15 増田小)
- ・ (東日本大震災復興祈念事業)能・狂言体験ワークショップを9/13から1/12に延期(復曲能・狂言は予定通り10/3に上演)
- ・ 宮城県巡回小劇場:不二が丘小学校 9/13から11/4に延期

【文化財関連】

- ・ 第4回企画展(4月10日~6月27日)は、5月12日から開始。
- ・ 第5回企画展(7月11日~9月26日)は、8月28日~9月12日は中断。
- ・ 展示解説案内(4月17・18日)、第1回歴史講座(4月29日)、まが玉づくり体験(5月3日)、ミニ埴輪づくり体験(5月5日、8月28日)、タデアイ煮出し染め・ミニ敷物づくり体験(9月5日・12日)を中止。

C 取り組んだ主な事業等

- ・ 文化会館:衛生消耗品購入(消毒薬等)、文化会館光ファイバー配線工事
- ・ 歴史民俗資料館:パーテーション購入

5 その他 教育委員会・事務局関係

- ・ 教育長、教育委員の視察研修の規模縮小や中止等
- ・ 教育委員会事務局職員の一部が新型コロナウイルス感染症ワクチン対策室兼務職員となり、ワクチン接種業務に従事した。

<参考> 名取市教育委員会所管の令和3年度公共施設の利用制限期間について

○令和3年3月27日~5月11日

- ・ 宮城県と仙台市が独自の緊急事態宣言を令和3年3月18日から4月11までの期間行ったが、宣言後も感染者が増加したため、仙台市が3月26日から施設の利用を制限したことにより、名取市でも3月27日から施設の利用制限を行った。
- ・ その後、4月5日~5月5日の期間、特措法に基づくまん延防止等重点措置が宮城県に出され、5月11日まで延長されたために、その期間、施設の利用制限を延長したもの。

○令和3年8月28日~9月12日 (図書館は令和3年8月27日~9月12日)

- ・ 令和3年8月27日~9月12日の期間、宮城県に政府の緊急事態宣言が発出されたことを受けて施設の利用制限を行ったもの。
- ・ それまでも、宮城県と仙台市は、5月からの「リバウンド防止徹底期間」を経て、8月13日からは共同で「独自の緊急事態宣言」を発出していた。
- ・ 8月20日には「まん延防止等重点措置」が敷かれ、対象は仙台市のみとなっていたが、新型コロナウイルスの新規感染者の急増をうけ、特措法に基づいて政府から改めて緊急事態宣言が発出された。

VI 学識経験者の意見

令和3年度事業について教育委員会が行った点検・評価の結果について、学識経験者2名の意見を聴取した。次にその意見を掲載する。

.....

○ 岡田 郁子（名取市大手町在住） 元不二が丘小学校長

令和3年度名取市教育委員会点検・評価報告書並びに各課からの説明をもとに、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検を行い、所見を述べる。

1 学校教育の充実について

コロナ禍における教育活動が続いている、細心の注意を払いながらの運営に敬意を表する。前年度配付のタブレット活用も本格化し、それに伴って課題も見えてきたようだが、今後も活用法を工夫改善し、より効果的な指導法を探っていただきたい。また、教員が年度中一人一回の公開授業に取り組んでいること、引き続き教員の力量向上に尽力して欲しい。不登校・いじめ等については、教職員の共通理解を図り、一步一步焦らずに児童生徒に寄り添う教員の醸成に努めて欲しい。これからも「主体的・対話的で深い学び」の充実を図り、適切な指導実践に努めてもらいたい。

2 教育環境の整備について

学校施設長寿化計画等、教育環境の整備が行われている。生徒の安全及び防災機能の充実について、先見性を持って続けていただきたい。また、児童生徒の居場所づくりを大切にし、一人ひとりが生き生きと生活できる環境整備を行って欲しい。教育環境をよくするために、校務を見直し、仕事の効率化を図り、教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保して欲しい。

3 家庭・地域の教育力の向上について

家庭・地域との交流について、コロナ禍の中でも努力していただいている。「子育てサポーター養成講座」は子育てに関する悩みや不安の解消につながり、支援チーム員の増加にもつながったとのこと。これから社会を健全に保っていくために家庭教育、地域活動への支援を続けて欲しい。

4 生涯学習の推進について

市民大学講座、自主企画講座、マナビィ宅配便、地域学校協働活動、公民館活動、図書館運営等、生涯学習推進の活動に努力していただいた。コロナ禍が続いているため、オンライン開催やホームページ、Facebook更新による情報発信等について、これからも環境整備を続けていただきたい。

5 生涯スポーツの振興について

スポーツ活動の機会の確保と新型コロナ感染拡大防止の両立に尽力していただいた。行事の縮小や中止もあったが、各種スポーツ講座・教室等、市民にスポーツに親しむ機会を提供できた。引き続き市民の心身の健康を維持するため、コロナ禍を見据えた計画づくり、スポーツ活動の推進に尽力してほしい。

6 文化芸術活動の推進について

感染対策に気を遣いながらも巡回小劇場、青少年劇場小公演を行い、優れた芸術文化に触れさせたことは画期的であった。市民のニーズに応える企画、市民の能動的な文化芸術活動を支援することが出来たとのこと、これからも市民が文化芸術に身近に触れられる機会を提供し続けて欲しい。

7 文化財の保存・活用について

歴史資料館では多様な事業を行い、また、埋蔵文化財の発掘調査、重要文化財の適切な環境維持・活用、無形民俗文化財の披露等、広範囲にわたる仕事に取り組んでいる。情報発信も積極的に行っている。これからも市民参加による積極的な活動を推進して欲しい。

8 おわりに

震災から今日までの対応、引き続きのコロナ感染症への対策等、教育委員会の努力と誠意ある奮闘に敬意を表す。今後も市民のニーズや意見を反映させた施策を行うことを期待する。

○ 高橋 澄夫（岩沼市里の杜在住）

元名取市立第一中学校長

令和3年度名取市教育委員会点検・評価報告書並びに各課からの説明をもとに、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検を行い、所見を述べる。

1 学校教育の充実について

新型コロナウイルス感染防止対策上の制約がある中、各校とも校内研究を中心とした協働での授業づくりやICTを活用した効果的な指導方法の工夫改善への取組、教員補助者・特別支援教育支援員の配置・増員による支援体制の整備、夢サポート事業をはじめとした地域の特性を生かした教育の推進並びに地域や家庭と連携した防災教育への取組など、きめ細かな指導・支援体制づくりに基づいた確かな学力の向上を目指した市をあげての取組が大いに評価できる。

今後もコロナ禍での教育活動の実施が求められる中ではあるが、適切な感染症予防対策の下、個の実態に応じた支援体制の工夫・実施とICTを効果的に活用した学習活動や防災教育の充実に向けて、関係機関と連携した研修の更なる充実と、教育委員会はじめ市の支援体制がより充実・強化されることを期待する。

2 教育環境の整備について

食育推進を担う学校給食センターの充実と学校長寿命化計画による教育施設の整備充実が図られていることと併せ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・訪問指導員の配置による教育相談や自立支援体制の充実による登校支援、いじめの早期対応・未然防止への取組が市全体で共有され継続されていること、通学路安全プログラムによる安全確保への取組と遠距離通学助成制度により、児童生徒の学習環境が整備充実していること等、教育委員会・学校・関係機関が連携し一体となった取組を高く評価したい。今後ともこれらの取組が継続・充実し、児童生徒が更に安心して学習に取り組むことができる環境が整備されることを大いに期待する。

3 家庭・地域の教育力の向上について

コロナ禍による数々の制約がある中、ジュニアリーダー育成事業や各種講座、事業に関する企画・運営など創意工夫を凝らしできる限りの内容の充実を目指した実施状況がうかがえる。また、全ての学校区での地域学校協働本部の設立と活動への支援の充実が図られ、これらが一体となって地域ぐるみの活動の推進が図られていることについて、各地域関係者の方々のご尽力と教育委員会のきめ細やかなサポートの賜と高く評価する。これらの実績を基に、今後更に取組が充実・発展し、地域住民の学習機会の充実と指導者の人材育成がより適切に進められることにより、地域の教育力の向上に資するよう教育委員会及び関係機関の支援が強化されることを期待する。

4 生涯学習の推進について

大学との連携による「市民大学講座」や自主企画講座の実施、公民館・図書館の利用促進に向けた情報発信の工夫、地域学校協働活動への支援等、コロナ禍での厳しい状況の中での創意工夫ある取組を高く評価したい。残念ながら、今年度はコロナにより公民館まつりの通常開催は中止となり、また、地震の影響により「なとりまなびフェスティバル」が中止となったが、市民の学習成果発表の場ができる限り確保する観点から、今後更なる工夫や支援を期待する。

5 生涯スポーツの振興について

コロナ禍の影響により未実施の事業もあったが、市内スポーツ施設の整備充実事業の計画的な実施による安全性・利便性の向上が図られるとともに、学校等の協力と民間スポーツクラブとの連携により、スポーツに親しむ機会を広く市民に提供できたとの報告があった。今後、経年劣化した施設の整備修繕を計画的・適切に進めるとともに総合型地域スポーツクラブの整備と連携して、子どもを含めた幅広い年代の市民がよりスポーツに親しみ健康増進が図れる機会が得られるよう支援をお願いしたい。

6 文化芸術活動の推進について

コロナ感染防止対策を徹底しながらの巡回小劇場等の実施による豊かな情操の形成や、文化会館等施設の効率的な管理運営による利用者サービスの向上、文化芸術活動への支援事業の適切な実施について報告があった。今後優れた芸術文化を鑑賞する機会の更なる提供と、指定管理者制度の趣旨を生かした利用者サービスの向上、市民のニーズを反映した企画の推進に期待する。

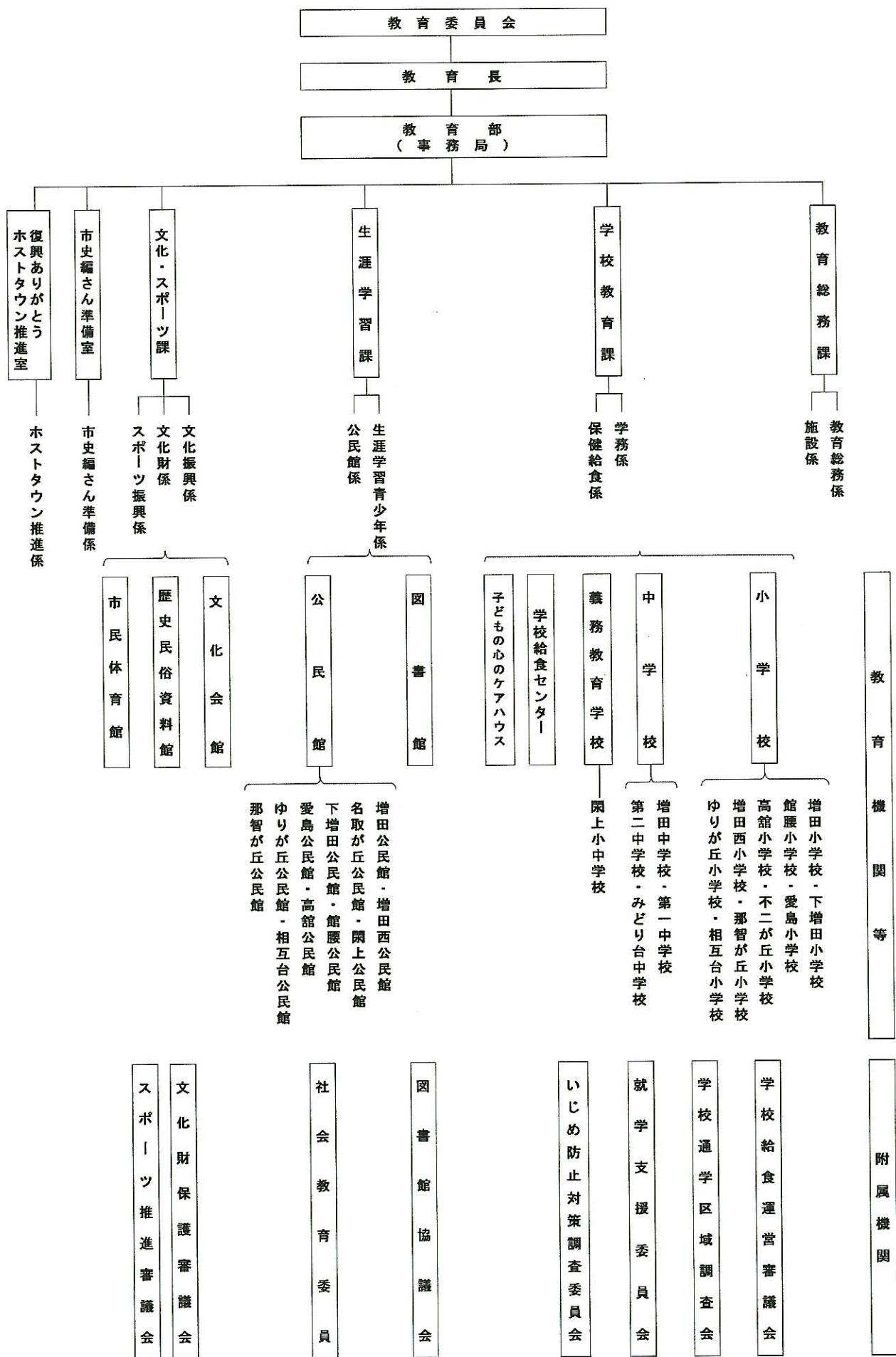
7 文化財の保存・活用について

指定文化財の適切な環境維持や保存・活用のための環境整備事業の改善が図られるとともに、歴史民俗資料館を拠点とした学習交流や歴史文化事業の実施により、幅広い年齢層の多様な学習機会の創出及びボランティアや市民参加による連携強化と人材育成が図られた、との報告があった。今後、より積極的な企画運営や情報発信、ボランティアの育成やサービスの更なる向上と効率的な管理運営に向け、活用促進のための支援体制の工夫を期待する。

8 おわりに

コロナ禍の様々な制約がある中で、それぞれの部課・分野において創意工夫しながら事業を企画推進したことにより、児童生徒並びに市民の学習機会が尚一層充実するとともに市民サービスが向上したことは、誠に喜ばしい限りである。教育委員会をはじめこれまでの関係各位のご尽力に心から敬意と感謝を表する。今後とも、子どもたちや市民が生き生きと学習活動に取り組めるよう、市の特色を活かした事業の推進に向けて、関係の皆様方の最大限のご支援をお願いしたい。

令和3年度教育委員会の組織機構



名取市教育委員会点検・評価報告書
令和4年12月発行

名取市教育委員会

〒981-1292

住所 名取市増田字柳田570番地の2
電話 022-724-7169(教育部 教育総務課)
FAX 022-384-9690